

西条市地域包括支援センター運営協議会設置規程

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適正な運営、公正性及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務を委託する法人の選定又はセンターの業務を委託する法人の変更に関すること
 - ウ センターの業務を委託する法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他運営協議会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関すること。
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受け取るものとする。
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
 - イ 運営協議会は、アの（イ）の事業報告書によるほか、次に掲げる事項を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要なときに、事業内容を評価するものとする。
 - (ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
 - (イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。
 - (ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- (3) センターの職員の確保に関すること
運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会

の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(5) 地域密着型サービス等に関すること。

ア 地域密着型サービス等の事業者の指定等に関すること。

イ 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬改定に関すること。

ウ 地域密着型サービス等の質の確保、その他適正な運営を確保するため必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催が困難である場合の特例)

第6条 会長は、やむを得ない事由により前条第1項の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録をいう。)により、会議に付すべき事項を回議することをもって同項の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険を担当する部署において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成18年6月16日から施行する。

2 第3条第3項本文の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この訓令は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年2月9日から施行する。